

○ 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条關係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（費用の補助）</p> <p>第四十三条 国は、特に必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で（第四号に掲げる港湾施設に係る場合を除く。）港湾管理者のする港湾工事の費用に對し、次に掲げる基準で補助することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の港湾工事に對しては三分の一以内</p> <p>（直轄工事）</p> <p>第五十二条 （略）</p> <p>2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に掲げる割合で負担する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設 三分の二</p> <p>五・六 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（費用の補助）</p> <p>第四十三条 国は、特に必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で（第四号に掲げる港湾施設に係る場合を除く。）港湾管理者のする港湾工事の費用に對し、次に掲げる基準で補助することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の港湾工事に對しては十分の二・五以内</p> <p>（直轄工事）</p> <p>第五十二条 （略）</p> <p>2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に掲げる割合で負担する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設 十分の七・五</p> <p>五・六 （略）</p> <p>3 （略）</p>

○ 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抄）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾管理者のする港湾工事に関する費用の負担）</p> <p>第二条 港湾管理者のする港湾工事であつて、北海道開発のため必要であると認められるものの費用は、水域施設又は外郭施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の七・五を、港湾管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担し、係留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の六を、港湾管理者がその十分の四をそれぞれ負担し、港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについては、国と港湾管理者とがその十分の五をそれぞれ負担し、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良に係るものについては、国がその三分の一を、港湾管理者がその三分の二をそれぞれ負担する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（港湾管理者のする港湾工事に関する費用の負担）</p> <p>第二条 港湾管理者のする港湾工事であつて、北海道開発のため必要であると認められるものの費用は、水域施設又は外郭施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の七・五を、港湾管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担し、係留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の六を、港湾管理者がその十分の四をそれぞれ負担し、港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについては、国と港湾管理者とがその十分の五をそれぞれ負担し、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の二・五を、港湾管理者がその十分の七・五をそれぞれ負担する。</p> <p>2 （略）</p>